

最近の金融システム改革に向けた動き

中国は金融システム改革を進めている。市場メカニズムによる金利形成をさらに推進する一方、並行して、金融機関の破綻と処理に備えた動きも出ている。中国の金融・資本市場における価格・金利形成が、各種リスクをよりの確に反映したものになることが期待される。

市場メカニズムによる金利形成をさらに推進

中国では金融システム改革に向けた動きが進みつつある。米中貿易摩擦が激化する中で、中国にも、これを機に本来進めるべき改革・開放を推進しようとする考えがあり、金融システム改革もその一環と見られる。

まず、市場メカニズムによる金利形成のさらなる推進である。中国の金利自由化は、90年代後半の短期金融市場の金利自由化に始まり、銀行の貸出金利の下限撤廃（13年）、預金金利の上限撤廃（15年）をもって形式上は完了した。そのため、この上下限の算出に使われていた預金・貸出基準金利は不要になっているはずだが、人民銀行は銀行の金利決定の参考として依然として公布しており、実際、銀行も融資金利決定に利用している¹⁾。

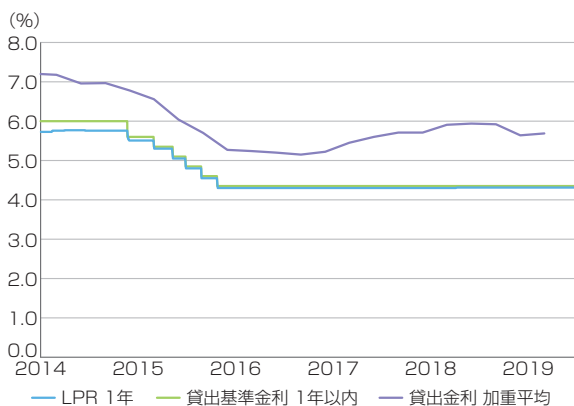
このため、金利動向を考える指標として、市場で決定される国債等の金利と貸出基準金利が並存することになり、これが人民銀行の目指す金融政策の有効なトランスミッションを阻害している。つまり、人民銀行が公開市

場操作を通して市中金利に影響を与え、それが企業等の資金調達金利に波及して経済全体に影響を及ぼすという、人民銀行が目指す市場メカニズムを通じた金融政策のトランスミッションが実現できていない。

こうした中、19年5月に易綱人民銀行総裁が、今後、貸出基準金利を公布しないことを検討中と発言した。金利のさらなる自由化に向けての動きとして注目されている。人民銀行は、貸出基準金利をなくして市場メカニズムによる貸出金利決定を進めれば、市場競争が強められ、結果として小・零細企業の資金調達コストの引下げにつながると考えていることから¹⁾、今年の重要政策である小・零細企業の資金調達支援とも関連している。

貸出基準金利が公表されなくなった後、貸出金利決定で役割を果たすと期待されるのが、LPR（Loan Prime Rate、「貸出基礎金利」）である。主要商業銀行が市場需給等に基づいて優良顧客向けに提示する貸出金利の平均を全国銀行間コールセンターが発表するものである。13年10月以降、1年物LPRが発表されているが、市場環境が変化してもあまり動かないため、銀行の貸出金利決定においてあまり参考にされてきたとは言えない（図表1）。今後、指標性の改善が課題となろう。

図表1 貸出金利の推移



(出所) 中国人民銀行発表資料、CEICより野村総合研究所作成

包商銀行の公的管理と暗黙の元利保証の打破

次は、銀行破綻の際の処理方法やセーフティネットの構築についての動きである。金利の自由化がさらに進めば、これまで政策的に保障されていた預貸利鞘は今後縮小すると見られ、銀行の収益性低下から経営破たんが現実味を帯びてくることへの対応といえよう。

2019年5月24日には預金保険基金管理会社が設立

NOTE

- 1) 中国人民銀行2019年第一四半期金融政策執行報告。この他、金融当局による金利についての窓口指導などもある。
- 2) 地域の小規模私営企業などを顧客とする都市信用組合が90年代に統合・合併されたもの。2018年末、134行。
- 3) 2018年9月末で、同業負債は総負債の40%超。「財新週刊」19年6月3日号。
- 4) 同銀行の保証した手形も5000万元以下は保証される(出所同上)。
- 5) 19年6月2日、人民銀行発表の記者問答。
- 6) 2018年から不良債権の認定は厳格化されている。
- 7) 商業銀行法(第64条)。「商業銀行に信用危機が発生し、或いは、発生する可能性があり、預金者の利益に深刻な影響がある時、国务院銀行監督管理機構は当該銀行に対して接管管理を実行できる(銀行業監督管理法第38条も同様の内容を含む)。接管管理の目的は、接管管理される商業銀行に対して必要な措置を採ることで、預金者の利益を保護し、商業銀行の正常な経営能力を回復することである。接管管理される商業銀行の債権債務関係は接管管理によって変化しない。」
なお、接管管理期間は最長2年間である。当該銀行の経営能力が正常化する、当該銀行が合併される、破産を宣告されるなどで接管管理は終了する(67、68条)。
- 8) 現時点で金融機関の破産には企業破産法が適用される。同法134条に、金融機関の破産については、国务院が同法とその他関連法律の規定によって、実施弁法を制定できる、とあるが、実施弁法は発表されていない。

された(株主は人民銀行)。15年に預金保険条例(50万元まで保証)が施行されており、既に預金保険基金の残高は約821億元に上っている。今回、その基金が独立した機関となる。将来的には、銀行の破綻処理に関する機能等も付与されると思われる。

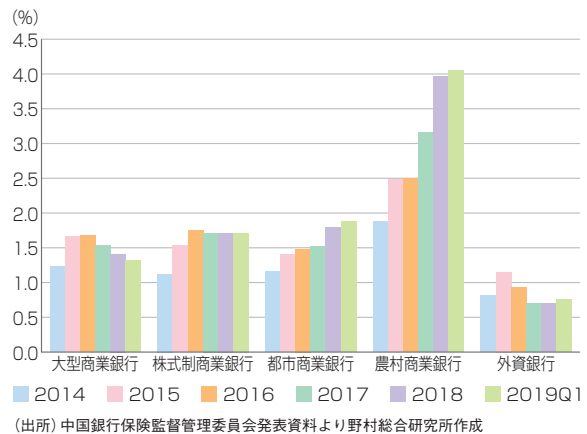
また、同日、人民銀行と銀行保険監督管理委員会(銀保監会)は、内蒙古自治区の都市商業銀行²⁾である包商銀行を、深刻な信用リスクがあるとして1年間接管管理(公的管理)すると発表した。人民銀行と銀保監会が組織する接管管理グループは、包商銀行の経営管理権を全面的に握る。なお、包商銀行の業務は、中国建設銀行に委託されたため、公的管理後も営業は通常通り行われている。

人民銀行の発表等によれば、包商銀行の大株主が同銀行の大量の資金を違法に占用し、しかも返済難に陥っていることが、深刻な信用危機につながったと見られる。また、同銀行は、金融機関からの同業者預金(大口CD等)による資金調達が多いため³⁾、信用リスクが銀行間市場を通して、金融システム全体に波及することを未然に防止する必要があったと見られる。

今回の公的管理では、5000万元超の預金の元利払いが保証されない点が注目される(個人預金の元利は全額保証)⁴⁾。金融機関が預けている大口預金を中心とは言い、銀行預金の暗黙の元利払い保証が破られたことは、リスクとリターンを正常化の点から見て意義深い。

銀行間市場では、この公的管理以降、信用力の低い中小銀行や非銀行の金融機関等が資金を取り難くなっているとの報道もある。個人向け理財商品も昨年来元本保証が禁じられたこととも合わせると、今後、預金者は、個人、金融機関とも金融機関のリスクにより注意を払うよ

図表2 不良債権比率(商業銀行種類別)



うになろう。これらの一連の動きは、市場メカニズムによる金利形成を強化し、中国でも金利がリスクを的確に反映する環境を準備するものである。

当局は同銀行の件は、「腐敗行為による個別例である」とし、連続的な銀行の接収はない⁵⁾、とコメントしているものの、都市商業銀行や農村商業銀行などの地方の銀行では不良債権比率が上昇しており(図表2)、将来的には金融機関の破綻に備える必要がある⁶⁾。

今回の接収は、主に商業銀行法(第64条)⁷⁾と銀行業監督管理法(第38条)に基づく行政措置である。将来的には、金融機関の破産のケースが出てくる可能性もあるため、長年の課題である金融機関に関する破産法関連の規定作りも再び注目されることになる⁸⁾。

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu
金融イノベーション研究部
上席研究員
専門は中国経済・金融資本市場
focus@nri.co.jp